

1. 議事日程

〔平成30年第1回安芸高田市議会3月定例会第22日目〕

平成30年 3月15日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第3 | 議案第1号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第2号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第3号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 安芸高田市過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第7 | 議案第8号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 議案第9号 安芸高田市ふるさと創生基金条例を廃止する条例 |
| 日程第9 | 議案第10号 安芸高田市職員退職手当基金条例を廃止する条例 |
| 日程第10 | 議案第11号 安芸高田市保健福祉推進事業基金条例を廃止する条例 |
| 日程第11 | 議案第12号 安芸高田市まちづくり事業基金条例を廃止する条例 |
| 日程第12 | 議案第13号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第14号 安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて |
| 日程第14 | 議案第15号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第16号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 |
| 日程第16 | 議案第17号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第19号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第20号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第21号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第23号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第34号 平成30年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第22 | 議案第35号 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第36号 平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第37号 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |

- 日程第25 議案第38号 平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
 日程第26 議案第39号 平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
 日程第27 議案第40号 平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
 日程第28 議案第41号 平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
 日程第29 議案第42号 平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
 日程第30 議案第43号 平成30年度安芸高田市水道事業会計予算
 日程第31 議会改革特別委員会の報告について
 日程第32 発議第1号 安芸高田市議会基本条例
 日程第33 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 新田和明 | 2番 | 芦田宏治 |
| 3番 | 玉重輝吉 | 4番 | 玉井直子 |
| 5番 | 山根温子 | 6番 | 前重昌敬 |
| 7番 | 石飛慶久 | 8番 | 児玉史則 |
| 9番 | 大下正幸 | 10番 | 山本優 |
| 11番 | 熊高昌三 | 12番 | 宍戸邦夫 |
| 13番 | 秋田雅朝 | 14番 | 塚本近 |
| 15番 | 金行哲昭 | 16番 | 青原敏治 |
| 17番 | 水戸眞悟 | 18番 | 先川和幸 |

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|-----|-----|
| 9番 | 大下正幸 | 10番 | 山本優 |
|----|------|-----|-----|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

| | | | |
|---------------|--------|-------------|--------|
| 市長 | 浜田一義 | 副市長 | 竹本峰昭 |
| 教育長 | 永井初男 | 総務部長 | 杉安明彦 |
| 企画振興部長 | 西岡保典 | 市民部長 | 広瀬信之 |
| 福祉保健部長兼福祉事務所長 | 可愛川實知則 | 産業振興部長 | 猪掛公詩 |
| 産業振興部特命担当部長 | 青山勝 | 建設部長兼公営企業部長 | 伊藤良治 |
| 教育次長 | 土井実貴男 | 消防長 | 山平修 |
| 会計管理者 | 兼村恵 | 八千代支所長 | 佐々木早百合 |
| 美土里支所長 | 毛利幹夫 | 高宮支所長 | 中谷文彦 |

甲 田 支 所 長 小 玉 勝 向 原 支 所 長 新 谷 憲 三
総 務 課 長 高 藤 誠 財 政 課 長 河 本 圭 司
政 策 企 画 課 長 行 森 俊 荘

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長 大 田 雄 司 事 務 局 次 長 森 岡 雅 昭
総 務 係 長 國 岡 浩 祐 専 門 員 大 足 龍 利



午前10時00分 開議

- 先川議長 おはようございます。
定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、芦田議員から今定例会の一般質問に対する発言の中で、訂正の申し出がありましたので、これを許可します。
2番 芦田宏治君。
- 芦田議員 先日の一般質問において、郡山城跡の整備についての質問をしました際、人材確保の件を説明する中で、安来市は文化財課の正職員が8名おり、八千代町は文化財係2名で、と発言いたしました。正しくは安芸高田市は文化財係2名でありましたので、発言の訂正をいたします。
- 先川議長 以上で発言の訂正を終わります。
次に、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
大田事務局長。
- 大田事務局長 おはようございます。
諸般の報告をいたします。
第1点、監査委員より、平成30年1月分の例月出納検査の報告がありました。
第2点、監査委員より、定期監査及び行政監査の結果に関する報告について提出がありました。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。
次に本日の会議の運営について、本日、議会運営委員会を開き、御協議をいただいておりますので、その結果について報告を求めます。
議会運営委員長 熊高昌三君。
- 熊高議会運営委員長 おはようございます。
本日の会議の運営につきまして、先ほど議会運営委員会を開き、次のとおり、本日の日程に追加しましたので、報告をいたします。
追加案件となる、諮問第7号、及び発議第1号の取り扱いについて、協議を行い、いずれも提案理由説明の後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。
以上で報告を終わります。
- 先川議長 以上で報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において9番

大下正幸君、及び10番 山本優君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 先川議長 日程第2、諮問第7号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 おはようございます。  
議員の皆様方には、御多用のところ御参集賜り、ありがとうございます。  
さて本日、追加議案として、諮問1議案を提出させていただきます。  
どうかよろしく御審議を賜りますようお願いいたします。  
諮問第7号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。  
本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。  
現委員である辻駒康博委員の任期が本年6月30日をもって任期満了を迎えることから、後任候補者として高宮町の岡崎豊さんを推薦するものであります。  
岡崎豊さんは、昭和42年から平成26年に至るまで、日本電信電話株式会社等の民間企業で勤務をされ、退職後は行政嘱託員や市の交通安全運動推進隊で活躍される等、地域での高齢者の人権問題に尽力するという強い意欲を持たれております。このように、人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って、人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断いたし、推薦するものであります。  
よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。
- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。  
(異議なし)
- 先川議長 御異議なしと認め、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたします。  
これより諮問第7号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。  
本件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。  
(異議なし)
- 先川議長 御異議なしと認めます。  
よって、本件は諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

- ~~~~~○~~~~~
- 日程第3 議案第1号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例  
日程第4 議案第2号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する  
条例の一部を改正する条例  
日程第5 議案第3号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び  
費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第6 議案第6号 安芸高田市過疎地域自立促進計画の変更について  
日程第7 議案第8号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について  
日程第8 議案第9号 安芸高田市ふるさと創生基金条例を廃止する条例  
日程第9 議案第10号 安芸高田市職員退職手当基金条例を廃止する条例  
日程第10 議案第11号 安芸高田市保健福祉推進事業基金条例を廃止する条  
例

日程第11 議案第12号 安芸高田市まちづくり事業基金条例を廃止する条例

○先川議長 日程第3、議案第1号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条  
例」の件から、日程第11、議案第12号「安芸高田市まちづくり事業基金  
条例を廃止する条例」の件までの9件を一括して議題といたします。

本案9件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員  
長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 宍戸邦夫君。

○宍戸総務企画常任委員長 それでは、平成30年2月22日付で、本委員会に付託されました議案に  
ついて、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった9議案について、2月26日に総務企画常任委員会を開き、  
市長、副市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いま  
した。

議案第1号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」は、平  
成30年4月1日からの組織機構の見直しに伴い、課の統廃合や新設及び現  
在の設置の課の名称変更により、条例の一部を改正するものであります。

審査の中で、委員より、「企画振興部の分掌事務である広報広聴に関  
する事項をなぜ広報と広聴に分けて秘書広報室に広報を移管するのか。  
また、そうすることのメリットは何か。」との質疑があり、執行部より、  
「これまでは、電算、マイナンバー、コンビニ交付などの情報管理は総  
務部が所掌し、光ネットワークの管理、ICTの利活用などの情報政策  
は、企画振興部が所掌していたが、効率化を図るため、これらの業務を  
集約している。その中で広報をどうするかが課題であったが、他市の事  
例でもあるように、より市長に近い部署から情報を発信するために広報  
と秘書を室として設置している。」と答弁がありました。

次に、議案第2号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関す  
る条例の一部を改正する条例」は、職員の公益的法人等の派遣先に一般  
社団法人安芸高田市観光協会を追加し、平成29年1月20日で解散手続を  
完了した一般財団法人八千代町開発公社を削除するものであります。

審査の中で、委員より、「本年4月1日から職員を派遣できるか。受託

業務は、それぞれ活動されているところと連携がうまくとれているか。」との質疑があり、執行部より、「4月1日から派遣ができるかは未定であるが、いつでも派遣できる状態にしておくことが必要で、今後の課題である。観光協会との連携は必要不可欠であり、派遣の有無にかかわらず、これまでと同様に充実させるべきと思う。」と答弁がありました。

次に、議案第3号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、生徒指導支援員、部活動指導員、家庭学習支援コーディネーターを設置し、救急補助員を廃止するものであります。

生徒指導支援員は、小中学校における生徒指導に関する相談・助言や関係機関等との連携・調整を行い、部活動指導員は中学校において校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率などに携わるものであります。また、家庭学習支援コーディネーターは、地域未来塾の企画や計画に携わり、塾の運営や学習指導を行うものであります。

なお、救急補助員の廃止は、消防法施行令の一部改正に伴う所要の改定によるものです。

審査の中で、委員より、「市内の小中学校において生徒指導支援員を配置しなければならない状況になっているか。」との質疑があり、執行部より、「各学校で課題はあるが、一定の落ちつきがあることから、平成29年度まで配置していた家庭教育支援員に変わり配置をするものです。このことにより、学校の生徒指導力を向上させたいと考えている。」と答弁がありました。

次に、議案第6号「安芸高田市過疎地域自立促進計画の変更について」は、過疎債を財源として実施する事業は、過疎地域自立促進計画に掲載されている事業が対象となることから、新年度において、新たに過疎債を財源として実施しようとするハード事業として、無線システム普及支援事業、公共交通確保対策事業（除雪機械導入）、ソフト事業として、企業誘致・企業立地支援事業、公共施設等維持管理事業、過疎地域自立促進基金積立を過疎計画に追加するものであります。

審査の中で、委員より、「ソフト事業やハード事業について、30年度で動く予定のものがあるか。」との質疑があり、執行部より、「30年度での動きはない。特にソフト部分については、一般財源で行っていたようなものを新たに30年度に行う事業としているが、これまでの継続に加え、新たに行うソフト事業に過疎債を有効に使うために追加するものである。」と答弁がありました。

次に、議案第8号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、平成30年度に新たに協定を締結する指定管理者制度導入の36施設について、全て再指定するもので、指定期間は、3年間で33施設、4年間で1施設、5年間で2施設であります。なお、指定期間は、原則として新規に協定締結または候補者を変更する場合は1年間、地域振興施設や

基幹集会所などの集会施設には3年間、住民サービスを提供する施設や住民福祉の向上に寄与する施設等は、5年間とされております。

審査の中で、委員より、「指定管理料が増減したのは何施設か。」との質疑があり、執行部より、「指定管理料が下がった施設は、基幹集会施設の31施設である。」と答弁がありました。

また、委員より、「集会所の指定管理料が全て減額となっている理由は何か。」との質疑があり、執行部より、「基幹集会施設は、平成27年度から29年度の3年間で指定していた。この間、予算要求方針では施設の管理経費の削減を毎年度求められていたが、減額を行わないで据え置いている。今後の予算要求の増加が見込めないことから、30年度からの指定管理料のうち、一般管理料を現行から20%削減している。全指定管理者に指定管理料の減額の説明とお願いをし、御協力いただけることとなった。」と答弁がありました。

次に、議案第9号「安芸高田市ふるさと創生基金条例を廃止する条例」は、旧6町が創設したふるさと創生基金を引き継いだもので、合併以降、安芸高田市ふるさと創生基金として管理をしてきましたが、本基金が役割を終えたため、条例を廃止するものであります。

審査の中で、委員より、「基金の廃止について、適切な会計処理がされているか。」との質疑があり、執行部より、「今回の4つの基金は平成29年度当初予算の時点で全額を事業に充当しており、利息の部分を2月の補正予算で計上している。平成29年度末に全てを事業に充当し、残額をゼロにして4月1日から廃止する流れである。」と答弁がありました。

次に、議案第10号「安芸高田市職員退職手当基金条例を廃止する条例」は、合併前の高田地区消防組合職員退職手当基金を引き継いだもので、合併以降、安芸高田市職員退職手当基金として管理をしてきましたが、基金条例に定める目的を達成したため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第11号「安芸高田市保健福祉推進事業基金条例を廃止する条例」は、合併前の向原町保健福祉推進事業基金を引き継いだもので、合併以降、安芸高田市保健福祉推進事業基金として管理をしてきましたが、基金条例に定める目的を達成したため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第12号「安芸高田市まちづくり事業基金条例を廃止する条例」は、合併前の向原町まちづくり事業基金を引き継いだもので、基金条例に定める目的を達成したため、条例を廃止するものであります。

議案について、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長

これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」の件から、議案第12号「安芸高田市まちづくり事業基金条例を廃止する条例」の件までの9件を一括して起立により採決をいたします。

本案9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案9件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第13号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第14号 安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

日程第14 議案第15号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第16号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

日程第16 議案第17号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例

日程第17 議案第19号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第20号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

日程第19 議案第21号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第23号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第12、議案第13号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第20、議案第23号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの9件を一括して議題といたします。

本案9件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田文教厚生常任委員長 委員長報告を行います。

平成30年2月22日付で、本委員会に付託されました議案第13号ほか8件について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった9議案につきまして、2月28日に文教厚生常任委員会を開き、市長、副市长、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第13号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」は、マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアの自動交付機等で、印鑑登録証明書の交付を可能にするため、本条例を改正するものであります。

審査の過程において、委員より、「マイナンバーカードは利便性がよいので、積極的に進めるべきと考える。アピールをしっかりと、申請をふやすように努力してもらいたいと思うが、本市のマイナンバーカードの申請率はどれくらいか。」との質疑があり、執行部より、「平成29年1月1日の人口対比で申請率は12.61%である。平日に受け取りに来られない方のために、3月に金曜日の時間延長、土日の受け取りもできるよう、マイナンバーカード臨時交付窓口開設を予定している。」との答弁がございました。

次に、議案第14号「安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて」は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律の規定に基づき、住民票の発行など、特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すものであり、指定を取り消す郵便局は、横田郵便局、及び小田郵便局で、指定取消し日は、平成30年6月30日とするものであります。

審査の過程において、委員より、「PRや広報をしていくとあるが、なかなかわからないところもあるので、しっかりとしたPRをする必要があるのでは。」との質疑があり、執行部より、「毎年7月号の市広報で利用を案内している。コンビニ交付のスタートに合わせ、横田・小田地域の利用者も含め、あらゆる手段を通じて広報をしっかりとらせてもらいたいと考えている。移行期間も考慮し、6月末まで現在のサービスを継続し、7月からのコンビニ交付へつなげていきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第15号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、広島県が示す国民健康保険運営方針に基づき、各市町は県へ納付することとなる事業費納付金に充てるために、国民健康保険税を賦課することとなることから、賦課方式の変更及び税率等の改正を要するため、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号「介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」は、平成30年4月より、保険者機能の強化を目的に、介護保険法に定める居宅介護支援事業者の指定権限が県から市町に移譲されることに伴い、当該事業を行う事業者の人員、及び

運営に関する基準、並びに指定審査に係る手数料を定めるものであります。

審査の過程において、委員より、「指定事業者が12あるということだが、今後、事業者がふえる可能性はあるのか。」との質疑があり、執行部より、「現在のところ新たな事業参入は聞いていない。また、第7期の介護保険事業計画についても増加は見込んでいない。」との答弁がありました。

次に、議案第17号「安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例」は、平成30年4月1日から上位法が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律に新たに住所地特例に関する事項が規定されることに伴い、関係する3つの条例の一部を改正するものであり、改正する条例は、安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例、安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例、安芸高田市後期高齢者医療に関する条例の3条例であります。

審査の過程において、委員より、「ひとり親家庭等医療費支給条例、また重度心身障害者医療費支給条例の該当者は何人くらいいるか。」との質疑があり、執行部より、「今回の制度適用は、4月以降新たに後期高齢者になられる方であり、今回のケースに該当するようなことはごくまれである。現在、住所地特例を受けている方は、ひとり親家庭医療が1名、重度心身障害者医療が18名、後期高齢者医療は1名が住所地特例で県外へ出られている状況である。」との答弁がありました。

次に、議案第19号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、国民健康保険法の改正により、平成30年4月1日から国民健康保険の安定的な財政運営を図るための広域化（県単位化）に伴い、本条例の章名や条文に変更が生じるため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第20号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」は、第7期介護保険事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの間の第1号被保険者の介護保険料基準額を介護保険給付費見込額から推計を行った結果、現在の6,100円から6,500円に改定するものであります。

審査の過程において、委員より、「実際のピークは2025年と言われているが、そうなると6,100円がどのくらいになるのか。」との質疑があり、執行部より、「現在の基準で推計したところ、2025年の保険料の基準額は月額において7,906円の見通しである。」との答弁がありました。

次に、議案第21号「介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、厚生労働省令の基準の一部が改正されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第23号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、現在使用していない社会体育施設の廃止に合わ

せて、本年4月の小学校統合に伴い、閉校する各学校の体育館を社会体育施設として管理を行うための改正、並びに管理を行うものを現状に合わせて整理するため、所要の改正を行うものであります。

審査の過程において、委員より、「美土里総合運動公園のテニスコートは、社会体育施設としては廃止されているが、隣接するクラブハウスの今後の活用はどのように考えているか。」との質疑があり、執行部より、「現在、児童クラブと老人会が倉庫として使用している。児童クラブが人数の変更等で使用しなくなった場合は、総合計画にのっとり取り壊しはあるかもしれないが、今後も児童クラブの利用によって存続することを考えている。」との答弁がありました。

以上の9議案につき、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第13号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件から、議案第23号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの9件を一括して起立により採決いたします。

本案9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案9件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第21 議案第34号 平成30年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第22 議案第35号 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第36号 平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第37号 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第25 議案第38号 平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第26 議案第39号 平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第40号 平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第28 議案第41号 平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算

日程第29 議案第42号 平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備  
事業特別会計予算

日程第30 議案第43号 平成30年度安芸高田市水道事業会計予算

○先川議長 日程第21、議案第34号「平成30年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第30、議案第43号「平成30年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの10件を一括して議題といたします。

本案10件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

○青原予算決算常任委員長 平成30年2月22日付で本委員会に付託されました、議案第34号から議案第43号までの10議案の審査結果を報告いたします。

付託されました10議案につきまして、3月7日、8日、9日の3日間、予算決算常任委員会を開催し、市長、副市長、教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

平成30年度予算のポイントとして、市の未来をつくる投資、市民に安心・安全を与える投資、市民に元気と活力を与える投資の3つの側面から、新規事業と重点事業を整理したもので、本市の最重要課題である人口減を克服するために、子育て支援の充実、学校教育の充実、地域での仕事づくりを主要な施策と位置づけ、全国に誇れる住み続けたい安芸高田市の実現を目指す予算としています。

予算規模は、一般会計が207億9,000万円。前年度と比べ、3億円の減、率にして1.4%減になりました。8つの特別会計全体では、合計97億293万5,000円、前年度と比べて8.1%減。水道事業会計は、第3条予算、第4条予算の合計で14億9,822万8,000円、前年度と比べて17.4%減となっており、全ての会計を合わせた総額は、319億9,116万3,000円、前年対比4.4%の減でありました。

審査を通じて出された特徴的な質疑とその答弁は、次のとおりです。

まず、一般会計では、総務部の審査におきまして、委員より、「電算システムの導入や機器更新などに係る工事委託料について、委託額が適正かどうかを評価することは難しいものと思われる。市は委託料の額を設定するにあたり、どういった対応をしているのか。」との質疑があり、執行部より、「電算システムの導入や改修の経費は専門的な分野に係るため、その経費が妥当かどうか懸念される部分もあるが、市においてはITコーディネーターとして第三者を入れて、見積もりの妥当性や契約の妥当性を審査・評価いただき、その結果に基づき契約を進めている。また、ITコーディネーターの委託料については、年度当初に予算を予定をしている事業量で契約をしており、年度途中で事業量がふえてもその中で対応していただくこととしている。」との答弁がありました。

企画振興部の審査におきましては、委員より、「三江線代替交通のランニングコスト支援金と代替交通運行に係る負担金について、隣接する三次市との比較は可能であるか。」との質疑があり、執行部より、「ラ

ンニングコストへの支援の方法には、一定の考え方は示されているものの、現時点で各市町の額は確定していない段階である。今回の予算は市が算定した運行経費を計上しており、運行経費の半分は三次市から負担していただくこととしている。」との答弁がありました。

市民部の審査におきまして、委員より、「新規事業として予算計上されている二酸化炭素排出削減促進事業委託料についての詳細な説明を求め。」との質疑があり、執行部より、「この事業は、クールチョイスという地球温暖化対策のための国民運動であり、2030年に向けて温室効果ガスの排出量を2013年度より26%の削減を目標として取り組むもので、来年度において、芸北広域環境施設組合と北広島町及び本市が合同でクールチョイス宣言をするよう企画をしている。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査におきましては、委員より、「冬季等お太助ハウス利用助成金は、予算の根拠と宿泊施設の選定についての説明を。また、利用にあたっては、大雪のときだけでなく、大雨等も想定して対応していただきたい。」との質疑があり、執行部より、「予算は、今年大雪で孤立した川根地区の14世帯22名が30日間利用すると推計して計上している。また、宿泊施設は、市内3つの宿泊施設において、この趣旨を賛同いただく施設にお願いすることとなる。冬季に限らず大雨等の災害も想定しており、実績に応じて検討したい。」との答弁がありました。

教育委員会の審査におきましては、委員より、「学力向上推進の委託料について、この学力調査を行う目的と結果をどのように反映していくのか。」との質疑があり、執行部より、「市独自の学力調査であり、学校は結果を見てそれまでの取り組みを分析し、次の学年へ進めるようにしている。また、分析については、学校・学級単位で行っている。この調査の強みは、子どもの学力の伸びを追跡できることとあり、調査をもとに、子どもの学力補充にあたっているところである。」との答弁がありました。

産業振興部の審査におきましては、委員より、「川根ゆず加工施設改修補助金は、公共施設管理計画により削減される施設と認識しているが、30年度で予算措置をして改修する必要性と目的について。また、改修については、譲渡を前提としたものと判断してよいか。」との質疑があり、執行部より、「この施設は、公共施設等総合管理計画に基づき、協議の整ったものから譲渡・廃止を行う考えのもと、修繕をして譲渡する方向のものである。譲渡に必要な施設の修繕は、市が実施して譲渡するものと考えている。」との答弁がありました。

また、委員より、「有害鳥獣対策事業は、委託料と補助金が毎年同程度予算化されているが、実際に効果が見えてこない状況にある。予算を見直し、さらなる効果が期待できるよう対策できないか。」との質疑があり、執行部より、「この間の有害鳥獣による農作物の被害額を見ると、横ばいから下がっている傾向にある。毎年相当数の捕獲を行い、防護柵についても集落で協議しながら被害に遭わないよう設置されているもの

で、このような状況で抑えられていると考えている。今後はさらにそれを強化するために方策を考え、取り組んでいきたい。」との答弁がありました。

建設部の審査におきまして、委員より、「歳入における住宅使用料がかかり、市全体の住宅の稼働率とその稼働をふやすための対策はなされているのか。」との質疑があり、執行部より、「市有住宅238戸のうち224戸が入居中で、残る14戸を随時募集しているところである。市営住宅については、257戸のうち217戸が入居中で、40戸の空き家があるが、そのうち22戸を随時募集しており、残りの戸数は老朽化により募集停止をしているものと、災害時に対応できるよう政策空き家としているものである。」との答弁がありました。

次に、特別会計などでは、国民健康保険特別会計予算の審査の中で、委員より、「ジェネリック利用促進サービス業務委託料について、効果はどのくらい出ているか。また、差額通知等も成果と効果は出ているのか。」との質疑があり、執行部より、「28年度の通知実績は、ジェネリック医薬品による削減効果が4,607万4,000円で、普及率が68.59%、29年12月末現在での削減効果は3,478万8,000円で、普及率が68.96%であるが、国の目標率の80%に届かない状況である。通知書の再検討をしながら目標値に近づけたい。」との答弁がありました。

水道事業会計予算の審査の中で、委員より、「年々施設の老朽化が進行しており、将来に向けての更新予算が必要であるが、計画的にできているか。また、更新の支出項目はどうなるのか。」との質疑があり、執行部より、「老朽施設の更新について、現在水道ビジョンを策定している段階で、その中で将来の更新計画をまとめている。平成30年度の水道ビジョンができ上がる予定であり、以降順次計画的に実施していきたいと考えている。また、支出項目については、排水施設新設改良費で対応する予定である。」との答弁がありました。

各会計の歳入・歳出について、それぞれ慎重に審査をした結果、各会計の予算額、事業内容等適正であると判断し、議案第34号から議案第43号までの10議案について、全て原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○先川議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより本案10件に対する討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、これより、議案第34号「平成30年度安芸高田市一般会計予算」の件について、討論、採決を行います。

初めに、本案に対する反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

○先川議長

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番 前重昌敬君。

○前重議員

6番 前重昌敬でございます。

平成30年度施政方針並びに、議案第34号「平成30年度安芸高田市一般会計予算」につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

安芸高田市が誕生しまして、14年がたち、また浜田市長体制におかれましては、2期2年の10年が経過しようとしております。平成26年度から始まっております普通交付税の合併特例加算措置による段階的な減額も平成31年度が最後となることも説明されたところであります。

これまで、浜田市長体制のもと、合併特例債を活用した事業を顧みますと、し尿処理施設清流園、葬斎場あじさい聖苑、市給食センター、光ネットワーク整備、小中学校改修、生涯学習センターみらい、統合に伴う学校改修等、市内におけるさまざまな分野で、第一次から第二次の安芸高田市総合計画のもと、着実に整備されてこられました。このことは、しっかりと成果が出ているものと高く評価するところであります。

今後も仮称甲田認定こども園、八千代支所移転、道の駅仮称あきたかたの整備事業等へ活用されております。厳しい財政運営への不安は、ぬぐい切れませんが、早急に取り組まなくてはならない人口減対策に、選択と集中を基本に、全力で展開されることを切に願うところであります。

人輝く・安芸高田から、人がつながる田園都市・安芸高田のスローガンのもと、平成36年の目標人口を2万7,500人と設定されています。このことは、行政、市民、地域、議会がともに認識し、一体となり支えていかななくてはなりません。執行部におかれましては、今後も市民の皆様へのいち早い情報提供を願うところであります。

これまで整備された新公共交通システム、お太助ワゴンの運行、光ネットワーク整備事業による市内全域でのお太助フォンサービス等は、今やなくてはならないものと理解するところであります。特に、少子高齢化が急速に進む中、自助・共助・公助の理念の下で、市民に安全・安心を与える施策として、市民の評価はしっかりとあらわれているものと確信しております。

こうしたことを踏まえ、平成30年度の当初予算におかれましては、一般会計で207億9,000万円、対前年度比1.4%減。8つの特別会計は合計97億293万円、対前年度比8.1%減。地方公営企業法適用の水道事業会計は、第3条予算及び第4条予算合計14億9,822万円、対前年度比17.4%減となり、財政上の厳しい環境の下、財政健全化のための行財政改革を確実に進めていく中では、市の未来をつくる投資、市民に安全・安心を与える投資、市民に元気と活力を与える投資としての予算編成は、市民の気持ちをしんしゃくされ、願いや思いがしっかりと盛り込まれ、妥当と判断するところであります。

歳出予算の目的別構成比は、民生費28.9%、公債費17.8%、総務費

13.5%、土木費11.7%、教育費8.8%、衛生費7.5%、農林水産事業費6.6%等となっており、これからの構成比は最重要課題と位置づけされた人口減対策の実現に向けた施策展開の予算構成になっていると認識します。

急速に進展する少子超高齢化に伴う保険、医療、福祉、介護に係る費用の抑制を図るための重点事業では、昨年度より、生活支援員制度が全市的に展開されておられます。寝たきり、孤立の回避等、地域での見守り体制の充実が欠かせないものと判断いたします。

また、今後多くの患者が見込まれる認知症では、早期の予防対策が取り込まれる事業を含め、各部署の横の連携が必要と考えます。

今後も市として大きな整備事業となる道の駅仮称あきたかたも、平成30年度には施設の建築に入り、東京オリンピックが開催されます平成32年、2020年春の開業を目指すことになっております。

以上のことを踏まえ、新規の事業等に対しては、市の通知公報、お太助フォン等をしっかりと活用され、早い事業内容を情報提供し、市民が理解できるよう行政として責任を持って取り込まれるよう、また市民目線に立った地域格差のないバランスのとれた施策の実行、選択と集中、持続可能な行政経営の確立がしっかりと行われることを要望しまして、賛成の討論といたします。

○先川議長 ほかに、討論はありませんか。

5番 山根温子さん。

○山根議員 議案第34号「安芸高田市一般会計予算」に賛成の立場で討論をいたします。

今年度の予算編成においては、一般会計当初予算は昨年度比1.4%減の207億9,000万円となっております。市の財政の今後についての見通し、財政健全化計画第二次改訂版からすると、200億を下回ることが望ましいのではないかと考えますが、歳入確保に向けた挑戦的な事業計画を進められる中、議会からのこれまでの一般質問などを通しての政策提言も事業に反映された予算になっておると判断いたしました。歳出削減に向けた対策は、人件費の抑制、地方債の繰り上げ償還、公共施設の配置適正化は進められております。さらに、効果額の大きい事務事業の見直しや内部管理経費の削減については取り組みを進め、そして単独補助金の縮減については、平成31年度までに平成25年度比15%減の達成目標に向かって、対象となる団体関係機関の理解と協力をいただきながら進められることを期待いたします。また、今後に向けての大型の建設事業については、将来に負担を先送りされることのないよう、しっかりと目的が達成されるように進められることを期待し、賛成討論といたします。

○先川議長 ほかに、賛成討論はありませんか。

(賛成討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第34号「平成30年度安芸高田市一般会計予算」の件を

起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号「平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件から、議案第43号「平成30年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの9件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第35号「平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件から、議案第43号「平成30年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの9件を一括して起立により採決いたします。

本案9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案9件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議会改革特別委員会の報告について

○先川議長 日程第31、「議会改革特別委員会の報告について」を議題といたします。

議会改革特別委員会委員長の報告を求めます。

14番 塚本近君。

○塚本議会改革特別委員長 議会改革特別委員会委員長報告を次のとおり報告いたします。

議会改革特別委員会は、先の委員会において調査を終了し、安芸高田市議会会議規則第108条の規定により、3月9日付で議長に報告いたしましたので、この内容について報告をいたします。

本委員会は、議会基本条例の制定を目的に、調査を行うこととして、平成28年第4回定例会（平成28年12月22日）において設置され、延べ16回の委員会で調査を行いました。

調査にあたっては、これまでの取り組みや経緯などの確認から始めました。

まず、平成23年9月5日に当時の議会改革特別委員会へ諮問され、なぜ条例が必要かとの観点で調査が始められました。

次に、平成26年2月28日に当時の議会運営委員会へ調査が諮問され、市議会の目指す住民参加型の開かれた議会に沿った条例構成として抽出された、前文から第2章までの構成について、答申がなされました。

次に、平成27年7月3日に設置された議会改革特別委員会では、議会基本条例の制定に向けて抽出した課題に関する検討が進められました。

当委員会では、これまで検討されてきた経過を踏まえ、平成29年12月末までに条例の骨格を作成することを目標に、進めることといたしました。

内容等の検討にあたっては、当初、各委員が持ち寄った条例案をもとに、議論を重ねてまいりました。

しかし、合意形成がなかなか難しいことから、前文、目的を決定した後は、先に全体の構成を決定した上で、条文を順次、検討することとし、検討にあたっては、正副委員長が示した案をもとに協議を重ねてまいりました。

条例事項の検討における主な論点は、議決権の拡大など、議会の権能の拡大に関する部分などをどこまで盛り込むかでありました。ここが最も議論をした部分ですが、上位法や関係法令との整合性について確認し、市民への説明責任を果たすために必要な範囲を盛り込むこととしております。

完成した条例の素案は、全員協議会にお示しし、全議員の意見を求めさせていただきました。

その後、簡潔で理解されやすい条文とするための検討を行い、最終的な条例案として、整えております。

整えました条例案は、委員会発議により平成30年第1回定例会に提出することといたしました。

以上で報告を終わります。

○先川議長 以上で、議会改革特別委員会の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第32 発議第1号 安芸高田市議会基本条例

○先川議長 日程第32、発議第1号「安芸高田市議会基本条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長 塚本近君。

○塚本議会改革特別委員長 発議第1号「安芸高田市議会基本条例」についての提案理由の説明を行います。

議会基本条例については、平成23年から議会改革の一環として、条例の必要性や考え方を中心に、調査をしてまいりました。そして、一昨年12月に設置された本議会改革特別委員会において、条例の制定に向けた調査を重ねてきたところであります。

今日、地方分権の進展により、議会が市政を担う役割は、ますます大きくなっております。二元代表制の一翼を担う議会は、市民から選ばれた議員による合議制の機関であり、議決事項の責任ある姿勢はもとより、多様な市民の意見を反映するものでなければなりません。

その役割を果たすためには、議会の機能を高めるほか、議員の資質の向上を図る必要があります。また、市民との対話により、市政の課題に対する市民の意見を的確に把握するなど、市民の市政への積極的な参加

を求めていくことも必要であります。

我々は、議会及び議員の責任を自覚するとともに、市民に信頼される議会、市民に開かれた議会を目指すことをかたく決意し、安芸高田市議会基本条例を提案するものであります。

以上、適切に御審議をいただきますよう、お願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、発議第1号「安芸高田市議会基本条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
なお、議会改革特別委員会における議会基本条例の制定を目的とした調査につきましては、本件をもって終了といたします。

~~~~~○~~~~~

日程第33 閉会中の継続調査の件について

○先川議長 日程第33「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。
本件については、これを承認することに御異議ありませんか。
(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件につきましては、これを承認することに決しました。
以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
これにて平成30年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員